

外国人家族の健康保険 日本居住が原則へ

厚生労働省は17日、外国人労働者の受入れ拡大に伴い、健康保険から給付を受けられる扶養家族について、日本国内に居住していることを原則とする健康保険法などの改正案の概要を公表しました。

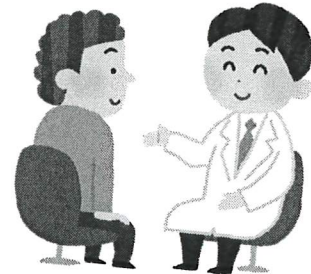
現行の制度では...

外国人労働者の扶養家族が日本に生活の拠点がなくても、健康保険から給付を受けられます。海外に住む扶養家族が来日して治療を受けた場合は、自己負担は原則3割。海外で治療を受けた場合は、一度全額を本人が支払い、保険適用分について払い戻しを受けられる「海外療養費制度」が使えます。

これに対し、外国人労働者の受入れ拡大に伴い、医療保険財政を圧迫しかねないとの懸念が出てきています。

そこで改正案は...

国籍にかかわらず、海外居住の家族については、健康保険の適用対象外とする方向で検討を始めました。ただし、日本人の会社員の子どもが海外に留学している場合など、日本に生活基盤がある家族であれば、給付を受けられる例外も定め予定とのこと。



外国人が日本企業で働く大きな魅力の一つに、こうした保険制度・福利厚生の高実がありました。日本人も外国人も、公平に、そして安心して医療を受けられる制度をどう作っていくか大きな課題となりそうです。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。